

# 猫の被害でお困りの方へ

猫が庭や畑などに入り込みフンや尿をして困る、物置や倉庫などで子猫を産んだ、などの相談が多く寄せられております。しかし、猫は、犬の様に登録制度や放し飼いを規制する法制度がなく、飼い猫と野良猫の区別もできないため、市などの公的機関による猫の駆除や捕獲はできません。そのため、猫のフン尿等による被害を軽減させるためには、猫よけ対策をしていただくほかありません。

猫よけのポイントとして、猫にとって快適な場所を、猫にとって居心地が悪い場所に変えると効果があります。

猫にとっての快適な場所	・人の出入りが少なく静か	・やわらかい土や砂がある
・簡単にエサが得られる	・隠れる場所が近くにある	・番犬がいない ……など

猫は縄張り意識がとても強い動物です。また、個体差により、効果が出づらい場合もあります。猫との根競べで、いろいろな方法を試してみることをお勧めします。

効果のあるものは、猫が居心地悪い場所と学習するまで反復継続することが重要です。また、さまざまな方法を、組み合わせて行うなど、工夫をするのも効果的です。

## ○猫の嫌いな臭いや刺激性によって猫が近づきにくくする方法

風上などに置く。臭いは時間とともに薄れるので定期的な交換が必要

食用酢、木酢液 竹酢液	希釈して、猫の通る場所などに散布する。またはスポンジや布にしみこませて通路に置く。臭いが強すぎない方が効果持続(例:食用酢は2~8倍希釈)
におい系のミックス	木酢液、レモンバームの葉、トウガラシをミックスし、1~2日寝かせて4~10倍に希釈して散布。
漂白剤	塩素系漂白剤(ブリーチ、ハイター等)を水で薄めてスポンジや布に染みこませて通路に置く。(0.02%程度)
コーヒー粕 どくだみ茶等の茶殻	風上に吊るすか、フン尿をされる場所に散布する。
ニンニク・トウガラシ	細かく切って、目の細かい網の袋に入れて吊るす。
お米のとぎ汁	とぎ初めの濃い汁をフン尿される場所に散布する。
柑橘類の皮	ミカン等柑橘類の皮を、目の細かい網の袋に入れて吊るす。
香辛料	カレー粉等の香辛料をフン尿される場所に散布する。
重曹	散布したり、土の中に混ぜる。(消臭効果も期待できる。)
ハーブなど植物	ゼラニウム、レモングラス、ローズマリー、ペパーミント等を植えるか、鉢植えを猫の通り道に置く。 ハーブの香料を置く。
市販の忌避剤	ペットショップやホームセンター等で販売されている市販の忌避剤を使う。

・雨や風で効果は徐々に薄れます。

・猫が臭いに慣れていくと効かなくなります。ときどき種類を変える必要があります。

## ○猫がいやがるものを置く方法

出入り口や猫が休息する場所、猫が塀を飛び越える時に足場になる場所などに置く。

水	たっぷり水を撒く。 ※猫は水を嫌う傾向がある。
トゲのある植物	トゲのある植物を植えたり葉を撒く。 カラタチ、バラ、サボテン、ヒイラギなど
砂利	大きめの砂利を敷き詰める。
枯れ枝	球根や種が植えてある所に敷き詰める。
粘着テープ	ガムテープなどの粘着面を上にして設置する。
とげとげシート	通路及びジャンプする場所の足元に敷く。
目の細かい網	敷くと爪が引っかかり歩きにくいと言われている。
アルミホイル	敷くと足音がするので、猫がいやがると言われている。
わりばし	通路や花壇、猫の通り道に立てて置く。
ネットや柵	猫が乗り越えられない高さで囲うか、侵入路をふさぐ。 防猫ネットや防猫バーなど設置するなどの方法もある。
荷造り用のひも 蛇のおもちゃ	蛇に見せかけ、蛇行して地面に置く。

## ○物理的に追い払う方法

市販されている機器、装置を使用する。

センサー感知式散水機	センサーが感知すると自動的に放水する製品が市販されている。
ブザー	遠隔操作式のものやセンサーつきのものが防犯コーナーなどで販売されている。 猫が通過するときに鳴らすと警戒して近寄らなくなると言われている。
超音波発生器	センサーで感知すると猫が嫌がる高周波の音を発生する製品が販売されている。

## ○その他

多少許される方はお試しください。

猫のトイレを作る	プランターや発砲スチロールに黒土(フンを分解するため)や砂を入れてマタタビ粉を混ぜると良い。(掘り返せる柔らかい砂や土の場所に排便させる。)毎日の掃除が必要だが、決まった場所での排泄を促せる。
----------	--

## ※注意事項

猫よけ対策は、必ずご自身の敷地内で行ってください。

臭いや音など発生する対策もありますので、あらかじめ近所の人に説明を行い、トラブルのないようお願いします。

猫は愛玩動物です。虐待にあたるようなことは絶対にしないでください。法律で罰せられます。

(動物の愛護及び管理に関する法律 第44条)

愛玩動物を殺傷した場合 5年以下の懲役または、500万円以下の罰金

遺棄・虐待した場合 1年以下の懲役または、100万円以下の罰金

